

「入居者資格について」

■コミュニティ住宅（大君山の手住宅4号棟～9号棟）

- 1 入居予定者全員の収入が月額114,000円以下（裁量階層の場合は月額139,000円以下）であること。
- 2 現に自ら居住するため住宅を必要としている者であること。

■特定公共賃貸住宅（第3東浜上住宅の一部及び真道住宅A棟の一部）

- 1 入居予定者全員の収入が一定の範囲（月額158,000～487,000円）であること。
- 2 現に自ら居住するため住宅を必要としている者であること。

■単独住宅（間所住宅）

- 1 入居予定者全員の収入が月額123,000円以上であること。
- 2 現に自ら居住するため住宅を必要としている者であること。

■高齢者向（身体障害者向）住宅（中郷住宅）

- 1 同居親族がない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 入居申込時において、年齢が60歳以上であること。
 - (2) 身体障がい者にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までの障がいがあり、かつ、その旨記載された身体障がい者手帳を所持していること。
 - (3) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3の第1款症以上の障がいがあり、かつ、その旨記載された戦傷病者手帳を所持していること。
- 2 同居親族がいる者にあつては、前項各号のいずれかに掲げる者であつて、次のいずれかに該当する親族を有する者であること。
 - (1) 配偶者
 - (2) 前項(2)又は(3)に該当する親族
 - (3) 入居申込時において年齢60歳以上の親族

○ 単身入居可能住宅

「居室の数が2室以下又は専用床面積が55㎡以下」の住宅については、単身入居が可能です。同居親族がいなくても入居が可能で、一般住宅と同様に個別の入居資格の制限はありません。